第3章 学校と地域の連携・協働の進め方

1 地域の実情に応じた形態

(1)学校区との関係で形成される「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」 のパターン **地域学校協働活動推進員は、複数配置可能

パターンI

(各学校に1つずつ配置する)

A中学校 学校運営協議会	A中学校区 地域学校協働本部
B小学校 学校運営協議会	B小学校区 地域学校協働本部

パターンⅡ

(学校運営協議会を各学校に1つずつ配置し、地域学校協働本部を統一する)

A中学校 学校運営協議会

B小学校 学校運営協議会

A中学校区 地域学校協働本部

パターンⅡ

(学校運営協議会、地域学校協働本部を中学校区に統一する)

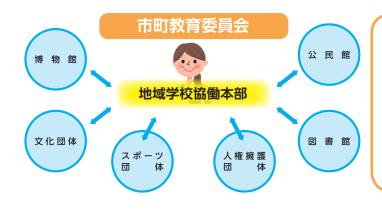
A中学校区学校運営協議会 A中学校 B小学校、C小学校

A中学校区 地域学校協働本部

(2) 地域学校協働本部の「支援拠点」を配置する考え方の例

地域学校協働本部は、学校運営協議会のような会議体を必要とはしませんが、コーディネーター役となる、地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)は、重要な役割を果たす立場になるので、活動の安定化・持続化を図る上で、活動拠点や相談窓口となる場所が欠かせないと考えます。そこで、いくつか参考例を示します。

参考例①「教育委員会」が支援拠点となる取組み(東かがわ市、宇多津町)



<利点>

・教育委員会は、各学校をはじめ、公民館、 図書館、博物館等の社会教育施設を所管す るため、利用の相談が容易である。

<課題>

・本部数が増えると教育委員会の運営負担が 大きくなる可能性がある。

参考例②「学校」が支援拠点となる取組み(三木町)



<利点>

- ・学校支援活動についての相談が容易である。
- ・学校側の課題やニーズを把握しやすい。

<課題>

・学校支援活動以外の活動をどう進めるか検討 する必要がある。

参考例③「公民館」が支援拠点となる取組み(さぬき市、三豊市、まんのう町)



※「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、 実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の 事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、 情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進 に寄与することを目的とする。」<社会教育法第20条>

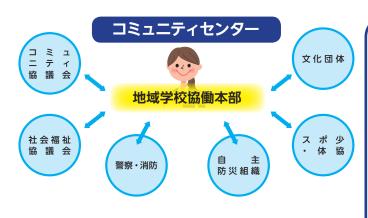
<利点>

- ・社会教育法に定める「公民館の目的」※は地域学校協働活動の理念と共通する部分が多いので、活動しやすい。
- ・すでに蓄積されたノウハウを活動に生かせる ことが多い。
- ・施設自体を活動の場として活用できる。
- ・全国的に取組みの好事例も多い。

<課題>

・公民館の実態を把握した上で支援拠点とする かどうかを検討する必要がある。

参考例④ 「コミュニティセンター」が支援拠点となる取組み(高松市、丸亀市)



〈コミュニティセンターの主な業務〉

- ・地域づくりに関する事業
- 各種講座の開設
- ・広報の発行
- ・避難所の運営
- ・市町の窓口業務など(地域による)

<利点>

- ・生涯学習事業だけでなく、様々な住民サービス機能を併せ持つ施設であるため、教育と福祉のほか、多くの機関との連携により幅広い住民参画が可能である。
- ・既存の体制を有効利用できる。

<課題>

・教育委員会と首長部局(地方創生や子育て 支援を所管する部局など)との連携が不可 欠である。(例:「地域学校協働活動」と「ま ちづくり協議会」との連携による防災教育 など)